

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正について

平成20年2月
国土交通省
住宅局市街地建築課

改正概要

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成19年国土交通省令第66号）第一条のうち第十条の二の追加規定中、指定道路に係る図面及び調書を作成・保存しなければならないとされていた部分を改正し、これらを作成・保存する場合の方法のみを規定することとする。

施行期日

公布の日（平成20年4月中旬を予定）から施行する。